

廿日市市地域包括支援センター運営業務委託受託候補者審査  
委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 廿日市市が、地域包括支援センター運営業務委託受託候補者の選考を公平かつ適正に実施するため、廿日市市地域包括支援センター運営業務委託受託候補者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、廿日市市地域包括支援センター運営業務委託に係る受託候補者の選定に関する次の事項を所掌する。

- (1) 委託仕様に関すること
- (2) 受託候補者の選定に係る審査基準に関すること
- (3) 受託候補者の提案書の審査及び選定に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は健康福祉部の事務を担当する副市長を、副委員長は健康福祉部長をもって充てる。

3 委員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 廿日市市保健福祉審議会高齢福祉専門部会委員の内、関係団体以外の学識経験者1名
- (2) 廿日市市高齢介護課長
- (3) 廿日市市地域包括支援センター（基幹型）所長

(任期)

第4条 委員の任期は、受託候補者を選考するときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会は、委員長が招集しその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(選定)

第8条 受託候補者の選定に当たっては、別に定める「廿日市市地域包括支援センター運營業務委託受託候補者選定要領」による。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢介護課において処理する。

(除斥)

第11条 委員は自ら所属し、又は関係する法人が応募した場合は、当該審査に加わることができない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は令和8年5月28日から施行する。